

# 「京都はあとふる企業」認証制度創設しました

京都府商工労働観光部  
総合就業支援室

京都府では、障害のある方を積極的に雇用している企業を、京都府障害者雇用推進企業（愛称：京都はあとふる企業）として認証する制度を創設しました。また、認証企業が実践している障害のある人の働きやすい職場づくりなどの取組内容を府のホームページ等で紹介し、障害者の雇用に対する理解と促進を図ることとしています。

## 認証基準

- 1 府内に本社又は事業所があること。
- 2 障害者雇用率が3.0%以上であること（常用雇用労働者数56人未満の企業も同様とする）。
- 3 特例子会社ではないこと。
- 4 労働関係法規を遵守していること。
- 5 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- 6 法令違反等、その他認証するにふさわしくない事実がないこと。



## 認証期間

3年間

## 京都はあとふる企業に認証されると

- 府が定めた認証企業のシンボルマーク（右記のマーク）を名刺や封筒等に使用し、障害者雇用を積極的に推進している企業であることをPRできます。
- 府のホームページで企業名、障害者雇用の取組内容を紹介します。
- 物品調達に係る府の新たな優先調達制度において、評価の対象とします。（平成24年度から実施予定）



## 申請方法と提出先

■ 「京都はあとふる企業」認証申請書に次の書類を添えて、郵送又は持参によりご提出ください。

- 会社概要
  - 直近に国へ報告した「障害者雇用状況報告書」の写し。ただし、常用労働者数が56人未満である事業所にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
  - 「京都はあとふる企業」必要事項申告書
- ※実施要綱、申請様式は、ホームページからダウンロードできます

■ 提出先、問い合わせ先

京都府商工労働観光部 総合就業支援室

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館1階

TEL: 075-682-8918 FAX: 075-682-8924 Eメール: [syugyo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:syugyo@pref.kyoto.lg.jp)

京都はあとふる企業認証

検索

**募集期間は、平成23年10月31日(月)まで。(以降、随時受付可)**